五　側面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を後ろ向きに拘束又は定置するものに限る。）	後ろ向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を後ろ向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、ＨＰＣ、幼児用シートの放出性並びにバックルの解離性に基づいた四段階の指標
六　側面衝突安全性能（幼児用シートのうち幼児を前向きに拘束又は定置するものに限る。）	前向き動的試験　試験用座席に年少者用補助乗車装置を前向きに固定し、かつ、ダミーを定置した後、当該試験用座席の側面に対して自動車の扉を模擬したドアパネルを速度二十五・二から二十八・八キロメートル毎時で垂直に正面衝突させ、ドアパネルに対する相対速度を当該試験用座席に発生させた時に起こる合成加速度の計測及びダミーの挙動等を観測する試験	取付部及びダミーの強度保持機能を持つ各部の破壊状況、ダミーの頭部の前方への移動量、頭部合成加速度、ＨＰＣ、幼児用シートの放出性、バックルの解離性、並びにダミーの座席脱落性に基づいた四段階の指標
七　（略）		

四　（略）		

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第二十五号

国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）第六条第一項の規定に基づき、新宿御苑、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地の公開日時等を定める件（昭和三十四年五月厚生省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、令和八年六月十日から適用する。

令和八年五月十三日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　新宿御苑の公開日時 1　（略） 2　公開時間 午前九時から午後四時まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後三時三十分まで）	一　新宿御苑の公開日時 1　（略） 2　公開時間 午前九時から午後四時まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後三時三十分まで）

ただし、三月十五日から六月十日まで及び八月一日から九月三十日までは午前九時から午後五時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後五時まで） 六月十一日から七月三十一日までは午前九時から午後六時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後六時まで）	ただし、三月十五日から六月三十日まで及び八月二十一日から九月三十日までは午前九時から午後五時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後五時まで） 七月一日から八月二十日までは午前九時から午後六時三十分まで（温室にあつては、午前九時三十分から午後六時まで）